

静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取扱いに関する要綱第4条2項に規定する市長が別に定める団体に関する要領

第1条 静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取扱いに関する要綱第4条2項において市長が別に定める団体（以下、指定団体）は、以下の通りとする。

	指定団体	
1	静岡市自治会連合会、区自治会連合会、地区自治会連合会及び各単位自治会・町内会	清水区における各地区まちづくり推進委員会を含む
2	静岡市文化協会	直接加盟している一次加盟団体を含む
3	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
4	公益財団法人静岡市スポーツ協会	直接加盟している一次加盟団体を含む
5	一般社団法人静岡市老人クラブ連合会	各区・地区連合会、単位組織も含む
6	静岡市断酒会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
7	静岡市民生委員児童委員協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
8	静岡市清水区連合体育会	各地区体育会を含む
9	一般社団法人ガールスカウト静岡県連盟	市内の団のみを対象とする
10	一般財団法人静岡市国際交流協会	加盟団体は含まない
11	日本ボーイスカウト静岡県連盟	市内の団のみを対象とする
12	静岡市子ども会連合会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む

13	静岡市PTA連絡協議会	専門委員会、各ブロックの活動及び静岡市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA活動を含む
14	静岡市保護司会連絡協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
15	静岡市交通安全推進協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
16	静岡市花と緑のまちづくり協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。